

「新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正(案)」の取扱いについて

平成 22 年 7 月 2 日  
日本証券業協会  
自主規制 1 部

「新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正(案)」につきましては、非常に多くの意見が寄せられましたことを踏まえ、改正規則の施行を延期するとともに、本案の取扱い等についてあらためて議論することといたしました。

【理由】

本協会におきましては、新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正(案)について、パブリック・コメントの募集手続きにかけることを決議し、6月10日から7月1日にかけて当該規則改正案に対する意見を広く募集していたところ、非常に多くの御意見をお寄せいただきました。

その御意見の多くは、当該規則改正案について、エンジェル投資家や経営者の知人・友人からの出資を否定する可能性があるものであり、ベンチャー産業育成というわが国の成長戦略と相反するのではないかとし、規則改正に反対するというものでございました。

そもそも今回の規則改正案については、最近被害が多数に上っている発行会社による直接募集形態の未公開株詐欺に対応するものであり、未公開株詐欺の特徴として、行為が行われてから被害が発覚するまでの期間が長いということがあります。これは、勧誘時点では詐欺行為かどうかの判断が難しいためでありましたが、今回の規則改正により、未公開会社の株式について、「近いうちに上場するから買わないか」というような個人投資家への勧誘があった場合に、それが詐欺行為であるかどうかを速やかに判断することを可能とすることを企図したものであります。

ここでいう個人投資家とは、発行会社やベンチャービジネスと全く関係のない一般の個人の方であり、経営者の知人・友人の方や会社の内容を十分承知した上で投資をされるエンジェル投資家と呼ばれる方を含めることは当初から予定しておらず、こうした考え方について、規則改正に関する Q&A やパブリック・コメントへの回答といった形により明らかにする予定でありました。

本協会といたしましては、今回提示した規則改正案に対し非常に多くの意見が寄せられたということ踏まえ、改正規則の施行日を 7 月 20 日と予定しておりましたがこれを延期することとし、本案の取扱いも含め、適切な未公開株詐欺の未然防止に向けた対応についてあらためて議論することといたしました。

以 上